

オリジナルロゴマークの作成及び使用に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、富士市が商標登録しているブランドメッセージ・魅力発信ロゴマーク（ブランク）を用いて、本市の魅力発信を促進するに当たり、オリジナルロゴマークの作成及び使用について必要な事項を定めることを目的とする。（【登録番号】商標登録第5999784号）

(対象者)

第2条 オリジナルロゴマークを使用することができるものは、富士市のシティプロモーション事業に共感し、その趣旨に賛同するもの（法人及び団体を含む）とする。（以下「使用者」という。）

(遵守事項)

第3条 オリジナルロゴマークを活用して作成した製作物を商標登録しないこと。また、再配布は禁止とする。

(使用の制限)

第4条 富士市長（以下、「市長」という。）はオリジナルロゴマークの使用に関して、次の各号の一に該当する場合は、使用を制限することができる。また、使用者は、使用ロゴの削除について異議を述べない。

- (1) 政治・選挙活動又は宗教活動に使用するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

(作成料及び使用料)

第5条 オリジナルロゴマークのデータに係る作成料及び使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第6条 オリジナルロゴマークを使用して作成した製作物の利用に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、オリジナルロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この基準は令和4年8月1日から施行する。